

平成30年4月1日

貯金規定の一部改訂について

平成30年4月1日より、富士宮農業協同組合（以下「当組合」という）では、「教育資金贈与専用口座」、「結婚・子育て資金贈与専用口座」の払戻にかかる留意事項が追加となります。

これに伴い、当組合では、下記規定を同日より一部改訂いたしますのでお知らせいたします。

【対象となる特約】

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」

「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」

【改訂内容の一部抜粋】

下線部の文言を追加しました。

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」

4.（領収書等の提出）

- (3) 領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。

「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」

4.（領収書等の提出）

- (3) 領収書等に記載の支払年月日と本口座からの払戻日が同じ年に属さない場合、本非課税措置の適用対象外となります。

※ 対象となる規定の改訂内容の詳細については、窓口にお問い合わせ下さい。

※ 改訂後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

富士宮農業協同組合